

○ 徳島県青少年健全育成条例（平成22.12.22 徳島県条例50号）＜抜粋＞

（青少年の健全な育成に関する基本計画）

第4条の5 知事は、青少年の健全な育成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、青少年の健全な育成に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）総合的かつ長期的に講ずべき青少年の健全な育成に関する施策の大綱

（2）前号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、徳島県青少年健全育成審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（審議会の設置）

第18条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項のほか、知事の諮問に応じ、青少年の健全な育成に関する重要事項の調査審議を行わせるため、知事の附属機関として、徳島県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項の重要事項に関し必要があると認めるときは、知事に意見を述べることができる。

（審議会の組織）

第19条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命する委員30人以内で組織する。

（1）学識経験を有する者

（2）青少年の活動に関係を有する者

（3）業界に関係を有する者

（4）関係行政機関の職員

（審議会の会長）

第20条 審議会に、会長1人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ、会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（審議会の委員の任期）

第21条 第19条第1号から第3号までに掲げる者のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

（審議会の議事の手続）

第22条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の3分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（審議会の部会）

第23条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が審議会の会議に諮つて指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選によつて定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

（以下略）

徳島県青少年健全育成審議会部会設置規程

(設置)

第1条 徳島県青少年健全育成条例(昭和40年徳島県条例第31号。以下「条例」という。)第23条第1項の規定に基づき、徳島県青少年健全育成審議会(以下「審議会」という。)に基本計画策定部会、図書類部会及び優良興行部会(以下「部会」という。)を置く。

(部会に属すべき委員の指名)

第2条 部会に属すべき委員の指名は、条例第19条各号に定める審議会の委員の任命区分に偏りがないよう配慮するものとする。

(部会委員の任期)

第3条 条例第23条第2項の規定に基づき指名された委員(以下「部会委員」という。)は、審議会の委員としての任期中在任する。

(部会の調査審議事項)

第4条 部会は、次の各号に掲げる場合は、これを調査審議することができる。

- (1) 条例第4条の5第3項の規定に基づく青少年の健全な育成に関する基本計画の策定に係る諮問があった場合
- (2) 審議会の会議から次の審議会の会議までの間において、条例第23条の2第1項の規定に基づく条例第8条第1項の有害図書類の指定及び条例第5条の2の優良興行の推奨に係る諮問があった場合
- 2 前項第2号の場合、部会は、その決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 3 前項の規定により部会の決議をもって審議会の決議としたときは、部会長は、次の審議会の会議においてその旨を審議会に報告しなければならない。

(議事の手続)

第5条 部会の会議は、部会長が招集する。

- 2 部会の会議は、部会委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長が決するところによる。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会の会議に諮って定める。

附 則

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年1月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年3月17日から施行する。